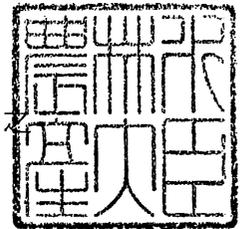


15消安第1837号
平成15年9月17日

農林物資規格調査会
会長 沖谷 明紘 殿

農林水産大臣 亀井 善之



有機飼料の日本農林規格の制定について（諮問）

下記の日本農林規格を制定する必要があるので、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第7条第5項の規定に基づき、貴調査会の意見を求める。

記

有機飼料の日本農林規格

有機加工飼料の日本農林規格（案）

（目的）

第1条 この規格は、有機加工飼料の生産方法についての基準等を定めることを目的とする。

（有機加工飼料の生産の原則）

第2条 有機加工飼料の生産の原則は、原材料である有機農産物（有機農産物の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第59号）第3条に規定する有機農産物をいう。以下同じ。）、有機加工食品（有機加工食品の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第60号）第3条に規定する有機加工食品をいう。以下同じ。）、有機農産物飼料（有機農産物飼料の日本農林規格（平成〇年〇月〇日農林水産省告示第〇号）第〇条に規定する有機農産物飼料をいう。以下同じ。）及び有機乳（有機畜産物の日本農林規格（平成〇年〇月〇日農林水産省告示第〇号）第〇条に規定する有機畜産物である乳をいう。以下同じ。）の有する特性が製造又は加工の過程において保持されることを旨とし、物理的又は生物の機能を利用した加工方法を用い、化学的に合成された飼料添加物及び薬剤の使用を避けることを基本とすることとする。

（定義）

第3条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
飼料	家畜等の栄養に供することを目的として使用される物をいう。
有機加工飼料	次条の基準を満たす方法により生産された飼料をいう。

（生産の方法についての基準）

第4条 有機加工飼料の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

事項	基準
原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 (1) その包装、容器又は送り状に格付の表示が付されている有機農産物、有機加工食品（ <u>乳及び乳製品以外の畜産物を原材料とするものを除く。以下同じ。</u> ）、有機農産物飼料、有機加工飼料及び有機乳 (2) その加工飼料を製造し又は加工する者により生産され、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律175号）第14条又は第15条により格付された有機農産物、有機加工食品、有機農産物飼料、有機加工飼料及び有機乳であって格付の表示が付されていないもの (3) (1)及び(2)以外の農畜産物（乳以外の畜産物、原材料として使用した有機農産物及び有機乳と同一の種類の農畜産物、放射線が照射されたもの並びに組換えDNA技術（酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNAを作製し、それを生細胞に移入し、増殖させる技術。以下同じ。）を用いて生産されたものを除く。）

	<p>(4) 水産物（放射線が照射されたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。）</p> <p>(5) 昆虫（放射線が照射されたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。）</p> <p>(6) (5) (3)、(4)又は(5)又は(4)の加工品（乳及び乳製品以外の畜産物、原材料として使用した有機加工食品と同一の種類加工食品及び放射線照射食品を除く。）</p> <p>(7) (6) 食塩</p> <p>(8) (7) 水</p> <p>(9) (8) 石灰石、貝化石、ドロマイト、りん鉱石及びケイソウ土（以下「石灰石等」という。）又は化学的処理を行っていない石灰石等に由来する炭酸カルシウム、炭酸マグネシウム、リン酸二石灰、リン酸三石灰及びけい酸であって、化学的に合成された物質が添加されていないもの</p> <p>(10) (9) 飼料添加物（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第3項に規定する飼料添加物をいう。以下同じ。）のうち天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって抗生物質以外のもの（組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。）</p> <p>(11) (10) 通常の方法によっては(9)に掲げる飼料添加物の入手が困難な場合にあつては、当該飼料添加物に類似する飼料添加物（飼料の栄養成分その他の有効成分の補給のために用いられるものに限る）<u>組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。</u></p>
<p>原材料の使用割合</p>	<p>1 原材料（食塩及び水を除く。）の重量に占める有機農産物、有機加工食品、有機農産物飼料、有機加工飼料及び有機乳以外の農産物、畜産物及び水産物並びにこれらの加工品の重量の割合が5%以下であること。</p> <p>2 飼料添加物の使用は、当該有機加工飼料を製造し又は加工するために必要な最小限度のものであること。</p>
<p>製造、加工、包装その他の工程に係る管理</p>	<p>1 製造又は加工の方法は、原材料の項の(9)及び(10)に規定する飼料添加物を使用する場合を除き、物理的又は生物の機能を利用した方法（使用する飼料添加物以外の酵素等は、組換えDNA技術を用いて生産されたもの以外のものに限る。）によること。</p> <p>2 放射線照射が行われていないこと。</p> <p>3 病虫害の防除に使用する薬剤は、別表に掲げるもののみを使用すること。別表に掲げるものを使用する場合にあつては、原材料及び製品への混入が防止されていること。</p> <p>4 原材料として使用される有機農産物、有機加工食品、有機農産物飼料、有機加工飼料及び有機乳は、他の農畜産物又はその加工品と混合するおそれのないよう管理されていること。</p> <p>5 原材料の基準、原材料の使用割合の基準及びこの項1から4までの基準に従って製造され又は加工された飼料が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の薬剤により汚染されないように管理されていること。</p>

（表示の基準）

第5条 有機加工飼料の表示の基準は、次のいずれかにより名称を表示することとする。

(1) 「有機加工飼料」

(パブリックコメント募集結果等)

規制の設定又は改廃にかかる意見提出手続きによる寄せられた意見・情報
(有機加工飼料の日本農林規格)

1 制定案に係る意見・情報の募集の概要 (募集期間 : H16.7.9 ~ H16.8.9)

(1) 受付件数

流通業者	2 件
認定機関 (検査員)	3
その他	1

合計	6 件
----	-----

(2) 意見・情報

別紙のとおり

2 WTO通報による各国のコメント (募集期間 : H16.8.11 ~ H16.10.20)

[有機畜産関係]

米国、ニュージーランド及び中国から質問と意見があり、以下により回答したところ、再意見等は提出されていない。

(主な意見と回答)

- J A S 規格案は Codex ガイドライン、E U 規則や各国の規則と異なる部分がある。(米国、ニュージーランド、中国)
 - WTO 協定の T B T 協定 (貿易の技術的障害に関する協定) や Codex 有機ガイドラインは、一定の範囲で各国の事情を考慮できるとしている。
また、J A S 規格は 5 年以内に見直すこととなっており、この規格が実施されて何か問題があれば考慮されることとなる。
- 対象となる家畜を追加すべき。(ニュージーランド)
 - 飼養実態に関するデータが不足しており基準値設定が困難。
- 認証制度に関する記述がない。(米国)
 - 有機畜産物に関する認定の技術的基準等で規定する。

【有機加工飼料の日本農林規格】

パブリック・コメントに寄せられた御意見に対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方（案）
規格全般	
類似する有機農産物加工食品 J A S 規格の見直し結果を反映すべきである。	見直し結果を踏まえ、所要の修正を行うこととします。
原材料	
有機農産物の廃棄物（砕け米）や有機食品廃棄物（おから）を有機加工飼料の原材料に加えて頂きたい。	有機農産物廃棄物（砕け米）や有機食品廃棄物（おから）などは、有機格付け品であれば有機加工飼料の原材料として使用可能な規定としております。
精米過程で出る米ぬか、もみ殻や大豆等のしぼり粕など、既存の認定小分け業者や製造業者により副産物として製造される飼料原料については、新たな認定を取る必要がないようにして貰いたい。	新たな認定が必要ないよう、「認定の技術的基準」を制定（既存の技術的基準の改正を含む。）する予定です。
原材料の使用割合	
飼料添加物は「有機加工飼料を製造又は加工するために必要な最小限度のものであること」とあるが、飼料添加物は飼料の製造に効果を発揮するものとして必要なものだけではなく、家畜の栄養等に供するものとして添加するものも多いので、この文面ではおかしいのではないかと。	飼料添加物飼料の用途は、「品質低下の防止」、「飼料の栄養成分その他の有効成分の補給」、「飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進」の3種類ですが、「製造」とは、その原料として使用したのとは本質的に異なる新たな物を作り出すことをいい、また、「加工」とはあるものを材料としてその本質は保持させつつ新しい属性を付加することをいいますので、飼料添加物のこれら3種類の用途は、「製造又は加工」に包含されると考えられます。
原材料の使用割合にある慣行5%までの許容は、有機畜産物の規格における5年間の経過措置における慣行15%までの許容の内込めとなるのか。	畜産農家は、有機加工飼料は100%有機と見なして15%の非有機飼料の給与計算を行うことができます。

製造、加工、包装、その他の工程に係る管理

<p>文中に「酵素等」とあるが、有機加工食品の規格案で「微生物等」となっている。あえて分ける理由がなければ「微生物等」に統一してはどうか。</p>	<p>ご指摘の点につきましては、現在パブリックコメントを募集中の有機農産物加工食品のJAS規格においては、「～添加物を使用する場合を除き物理的方法又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産されるものを利用した方法を除く。）によること。」と修正案をご提案しているところであり、特に異論がなければこれに統一したいと考えております。</p>
<p>有機配合飼料を製造する場合には、一般の飼料との製造ラインの共用は認められるか。認められる場合、製造された有機飼料からGMOや禁止農薬が検出に許容範囲はあるのか。</p>	<p>共用は認められますが、慣行飼料やGMO、禁止農薬等が混ざらないよう、製造ラインの清掃・洗浄を行う必要があります。GMOや禁止農薬は、検出についての許容範囲がありませんので、それらが検出されるような清掃・洗浄しか行われない場合には認定を受けることはできません。</p>
<p>慣行飼料と有機飼料の製造ラインを共用する際、共洗的的に最初に有機飼料を数分間流すなどの対応は許容されるか。</p>	<p>慣行品とのコンタミ防止の手法として、共洗いは許容されます。</p>
<p>別表2の資材</p>	
<p>別表2の薬剤のうち「忌避剤」、「誘引剤」については、現状該当するものがなく削除すべき。</p> <p>-----</p> <p>別表2の薬剤について、実際に加工場で防除に使用する資材を考慮して変更すべき。</p>	<p>別表2の薬剤については有機農産物加工食品JAS規格見直しの中で検討が行われており、その結果を反映することとしております。</p>
<p>表示の基準</p>	
<p>できれば飼料表示票の記載欄にも有機と記載できるようにして貰いたい。</p>	<p>有機畜産を行う事業者は、飼料の購入に当たっては有機JASマークが貼付されているか否かを確認することが重要です。</p>

有機農産物飼料の J A S 規格及び有機加工飼料の J A S 規格の制定にあつての検討経過

部会等の 開催年月日	内 容
H 15.09.22	J A S 調査会部会 (第 1 回) (規格制定にあつての仕組みの考え方)
H 15.12.19	J A S 調査会部会 (第 2 回) (規格制定にあつての仕組みの考え方)
H 16.02.23	J A S 調査会部会 (第 3 回)
	第 3 回部会終了後 ・パブリックコメント ・W T O 通報 を実施
H 17.02.03	J A S 調査会総会

農林物資規格調査会部会委員名簿（有機飼料）

氏名	役職
○伊藤 潤子	日本生活協同組合連合会理事
○原田 典正	全国農業協同組合連合会大消費地販売推進部長
○保田 茂	前神戸大学農学部教授
○山中 博子	全国地域婦人団体連絡協議会理事
栗生 美世	(社) 栄養改善普及会リーダー
大嶋 康司	(有) 大嶋農産社長
亀田 康好	シンボライズファーム亀田牧場代表
久保田 裕子	國學院大學経済学部教授
熊代 聖子	全国生活学校連絡協議会事務局長
小林 正勝	雪印種苗(株) 種苗部長
脊山 藤成	丸紅(株) 飼料・スターチ原料部飼料穀物課長
舘野 宏司	(独) 農業技術研究機構畜産草地研究所飼料生産管理部長
谷 敬子	(社) 全国消費生活相談員協会
徳永 瑛子	日本主婦連合会副会長
肥後 俊一	全国酪農業協同組合連合会購買部長
福士 正博	東京経済大学経済学部教授
堀江 雅子	(財) ベターホーム協会常務理事
萬野 修三	全国肉牛事業協同組合常務理事
水野 葉子	日本オーガニック検査員協会理事長
森田 満樹	食品科学広報センター主任研究員 (食品表示ウォッチャー)
山根 香織	主婦連合会常任委員
渡辺 和紘	日本農産工業(株) 研究開発センター長

○印：農林物資規格調査会委員